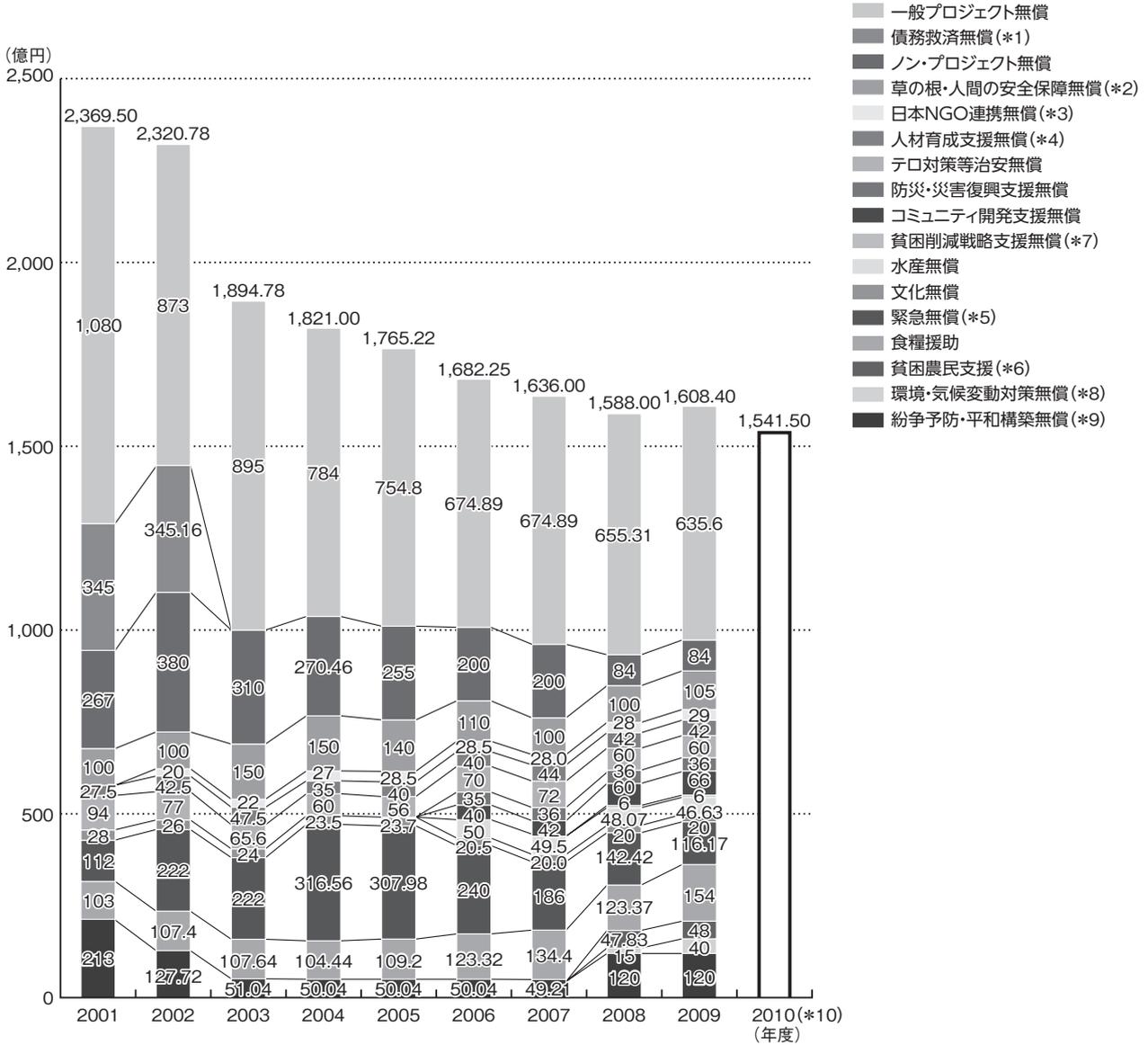


1 実績

図表 16 無償資金協力事業予算の推移



- * 1 2002年度をもって廃止。
- * 2 2003年度より草の根無償から名称変更。
- * 3 2007年度より日本NGOの支援無償から名称変更。
- * 4 1999年度より開始した留学生支援無償は、その後人材育成支援無償となった。
- * 5 1995年度より災害緊急援助から名称変更。
- * 6 2005年度より食糧増産援助から名称変更。
- * 7 2008年度より貧困削減戦略支援無償は新規項目。
- * 8 2008年度より開始した環境プログラム無償は、その後環境・気候変動対策無償となった。
- * 9 2008年度より紛争予防・平和構築無償は新規項目。
- * 10 2010年度においてはスキームごとの予算請求は行っていないので、合計金額のみ記載。

図表17 無償資金協力地域別配分

2009年度

(単位:上段:億円、下段():%)

区分		アジア	アフリカ	大洋州	中 東	中南米	欧 州 中央アジア	その他	小 計
経 済 開 発 等 援 助 費	一般プロジェクト	172.26 (28.13)	271.06 (44.26)	75.24 (12.29)	36.77 (6.00)	29.06 (4.75)	27.98 (4.57)	-	612.37 (100.00)
	コミュニティ 開発支援	15.51 (18.30)	57.49 (67.83)	-	11.76 (13.87)	-	-	-	84.76 (100.00)
	ノン・プロジェクト	68.00 (31.05)	82.00 (37.44)	4.00 (1.83)	59.00 (26.94)	6.00 (2.74)	-	-	219.00 (100.00)
	紛争予防・平和構築	22.32 (21.38)	46.66 (44.69)	-	35.42 (33.93)	-	-	-	104.40 (100.00)
	草 の 根	30.99 (26.24)	16.85 (14.27)	6.42 (5.44)	19.41 (16.43)	31.95 (27.05)	12.50 (10.58)	-	118.13 (100.00)
	N G O 連 携	10.33 (23.59)	3.88 (8.85)	-	5.55 (12.67)	0.57 (1.31)	0.48 (1.09)	23.00 (52.50)	43.81 (100.00)
	防災・災害復興支援	36.68 (91.54)	-	1.96 (4.89)	-	1.43 (3.57)	-	-	40.07 (100.00)
	テロ対策等治安	8.61 (31.14)	-	-	14.37 (51.97)	-	4.67 (16.89)	-	27.65 (100.00)
	環境・気候変動対策	164.65 (28.79)	211.00 (36.89)	35.75 (6.25)	68.62 (12.)	87.41 (15.28)	4.50 (.79)	-	571.93 (100.00)
	貧 困 削 減	-	3.36 (100.00)	-	-	-	-	-	3.36 (100.00)
	人 材 育 成	29.05 (81.99)	-	-	-	-	6.38 (18.01)	-	35.43 (100.00)
	水 産	9.31 (20.28)	11.62 (25.31)	-	-	24.98 (54.41)	-	-	45.91 (100.00)
	文 化	0.62 (3.19)	2.67 (13.81)	-	1.31 (6.77)	12.39 (64.14)	2.34 (12.09)	-	19.32 (100.00)
	緊 急	35.93 (39.67)	13.97 (15.42)	-	1.98 (2.18)	29.61 (32.69)	9.09 (10.04)	-	90.58 (100.00)
	小 計	604.26 (29.96)	720.56 (35.73)	123.37 (6.12)	254.19 (12.6)	223.40 (11.08)	67.94 (3.37)	23.00 (1.14)	2016.72 (100.00)
食糧増産等援助費	K R	32.00 (16.29)	140.80 (71.69)	-	14.30 (7.28)	6.30 (3.21)	3.00 (1.53)	-	196.40 (100.00)
	2 K R	13.70 (32.63)	17.98 (42.83)	-	5.10 (12.15)	-	5.20 (12.39)	-	41.98 (100.00)
	小 計	45.70 (19.17)	158.78 (66.61)	-	19.40 (8.14)	6.30 (2.64)	8.20 (3.44)	-	238.38 (100.00)
合 計	649.96 (28.82)	879.34 (38.99)	123.37 (5.47)	273.59 (12.13)	229.70 (10.19)	76.14 (3.38)	23.00 (1.02)	2255.10 (100.00)	

*1 補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表18 無償資金協力の10大供与相手国の推移

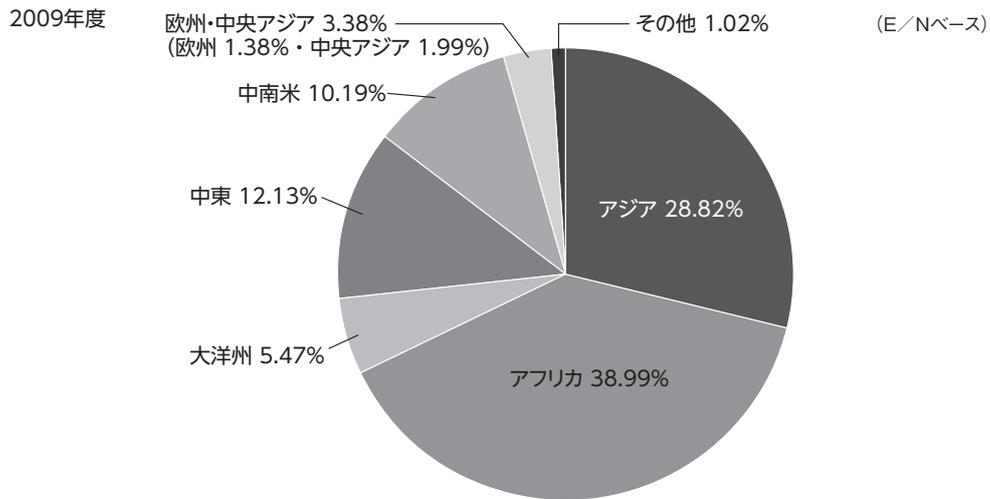
(単位:億円)

	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額
1	アフガニスタン	122.65	カンボジア	68.92	アフガニスタン	72.30	パキスタン	121.11
2	イ ラ ク	116.67	アフガニスタン	68.65	パキスタン	60.89	カンボジア	106.61
3	ス ー ダ ン	69.46	インドネシア	66.64	パレスチナ	58.21	アフガニスタン	85.45
4	カンボジア	65.07	タンザニア	57.05	カンボジア	53.11	コ ン ゴ(民)	77.72
5	インドネシア	53.71	ス ー ダ ン	54.07	タンザニア	47.17	ス ー ダ ン	58.24
6	パキスタン	51.96	ラ オ ス	51.79	エチオピア	46.35	フィリピン	56.30
7	パレスチナ	44.90	パキスタン	47.63	スリランカ	44.28	ネ パ ー ル	51.22
8	ネ パ ー ル	44.36	ケ ニ ア	44.59	バンラデシュ	42.71	ヨ ル ダ ン	51.05
9	ラ オ ス	43.38	エチオピア	43.79	ケ ニ ア	41.90	エチオピア	50.41
10	モンゴル	43.30	パレスチナ	43.44	ラ オ ス	38.74	スリランカ	49.39
	合 計	655.44		546.58		505.66		707.50

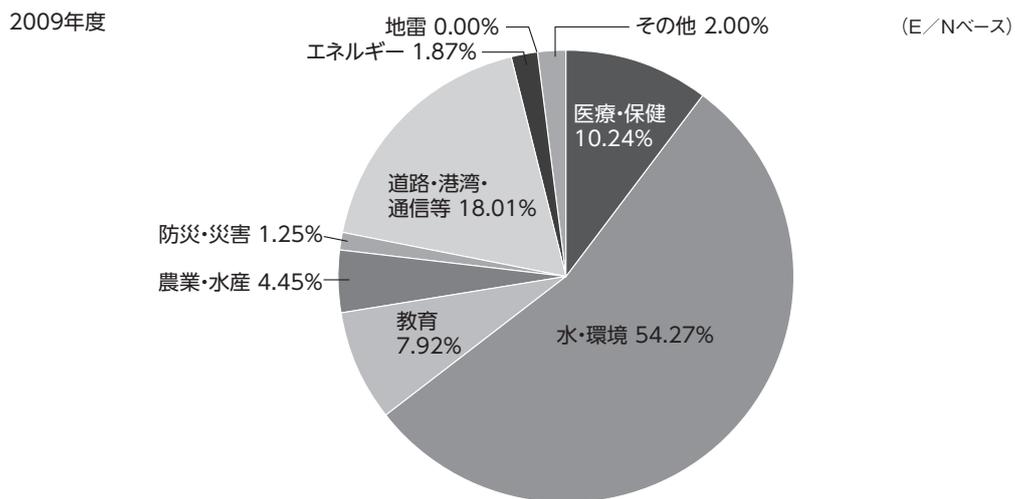
*1 2006年度、2008年、2009年度実績では補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 19 無償資金協力地域別割合



図表 20 プロジェクト型無償資金協力の分野別割合



図表 21 プロジェクト型無償資金協力

(E/Nベース) (単位:億円、%)

分野	実績	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
医療・保健		34	123.79	14.79	36	141.61	10.24
水・環境		35	193.18	23.09	109	750.41	54.27
教育		15	104.30	12.46	15	109.45	7.92
農業・水産		15	71.17	8.51	7	61.54	4.45
防災・災害		5	22.71	2.71	3	17.23	1.25
道路・港湾・通信等		46	254.15	30.37	46	249.01	18.01
エネルギー		4	14.28	1.71	2	25.79	1.87
地雷		1	5.48	.65	0	0.00	0.00
その他		6	47.71	5.7	3	27.65	2.00
計		161	836.77	100.00	221	1,382.69	100.00

* プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的行いやすい一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、水産無償を計上。

図表 22 プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2009年度

(E/Nベース) (単位:億円、%)

実績 分野	アジア		アフリカ		大洋州		中東		中南米		欧州・中央アジア		計	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
医療・保健	64.24	45.36	57.55	40.64	2.72	1.92	5.66	4.00	4.26	3.01	7.18	5.07	141.61	100.00
水・環境	214.40	28.57	301.70	40.20	36.27	4.83	79.33	10.57	102.44	13.65	16.27	2.17	750.41	100.00
教育	11.13	10.17	61.61	56.29	24.95	22.80	11.76	10.74	0.00	0.00	0.00	0.00	109.45	100.00
農業・水産	12.17	19.78	11.62	18.88	0.00	0.00	12.77	20.75	24.98	40.59	0.00	0.00	61.54	100.00
防災・災害	17.23	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.23	100.00
道路・港湾・通信等	79.24	31.82	92.90	37.31	49.01	19.68	7.63	3.06	11.20	4.50	9.03	3.63	249.01	100.00
エネルギー	0.00	0.00	25.79	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	25.79	100.00
地雷	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	8.61	31.14	0.00	0.00	0.00	0.00	14.37	51.97	0.00	0.00	4.67	16.89	27.65	100.00
合計	407.02	29.44	551.17	39.86	112.95	8.17	131.52	9.51	142.88	10.33	37.15	2.69	1,382.69	100.00

図表 23 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(E/Nベース) (単位:上段:億円、下段():%)

実績 分野	2007年度			2008年度			2009年度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	254.76 (38.20)	4.48 (9.74)	259.24 (36.36)	238.57 (40.60)	13.60 (29.26)	252.17 (39.77)	191.22 (31.23)	0.00 (0.00)	191.22 (29.05)
機材供与	161.76 (24.25)	0.00 (0.00)	161.76 (22.69)	151.07 (25.71)	0.00 (0.00)	151.07 (23.83)	135.87 (22.19)	0.00 (0.00)	135.87 (20.64)
施設・機材	240.18 (36.01)	41.51 (90.26)	281.69 (39.51)	186.04 (31.66)	32.88 (70.74)	218.92 (34.53)	274.70 (44.86)	45.91 (100.00)	320.61 (48.70)
詳細設計	10.25 (1.54)	0.00 (0.00)	10.25 (1.44)	11.88 (2.02)	0.00 (0.00)	11.88 (1.87)	10.31 (1.68)	0.00 (0.00)	10.31 (1.57)
その他	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.27 (0.04)	0.00 (0.00)	0.27 (0.04)
合計	666.95 (100.00)	45.99 (100.00)	712.94 (100.00)	587.56 (100.00)	46.48 (100.00)	634.04 (100.00)	612.37 (100.00)	45.91 (100.00)	658.28 (100.00)

図表 24 一般プロジェクト無償資金協力等のLDCs等への配分実績

(E/Nベース) (シェア:%)

会計年度 区分	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
LDCs	50.50	50.43	51.72	48.44	52.89
その他	49.50	49.57	48.28	51.56	47.11

* 新しいスキームは含まない(一般プロジェクト、水産、ノンプロジェクトのみ)。

2 事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1969年創設。

● 経緯・目的

開発途上国の経済・社会開発、貧困削減、福祉の向上等を目的としており、対象分野は基礎教育、保健・医療等の基礎生活分野を中心に、収益性に乏しいため円借款での対応が困難な道路・電力等の基礎インフラや、農業なども含め多岐にわたっている。これらの分野における施設建設や資機材調達等の事業(プロジェクト)に必要な資金の協力を行うものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国が事業の実施主体となり、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、施設の建設および設計などのサービスを調達する(資機材、施設を直接調達して供与する現物供与は行っていない)。

事業の実施には、各種技術協力との連携を図るなど、被援助国関係者が関連の機材・施設の有効活用を図っている。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償は開発途上国からの要請により、日本政府、JICAにおける要請内容・妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額が算定され、被援助国との交換公文(E/N)の締結、JICAが締結する贈与契約(G/A)(※署名のみでは効力発しない場合あり)により確定される。

開発途上国からの援助要請は、主として日本の在外公館を通じて提出される。外務省は、その要請に関して、無償資金協力の必要性、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、必要に応じて国際協力機構(JICA)による事前の現地調査を行い、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。これらを踏まえて日本政府部内の調整を行った上で、交換公文を締結する。

交換公文においては、プロジェクトの名称、供与限度額が定められている。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) 交換公文、贈与契約締結後、被援助国政府(実施機関)は、日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結び、事業を実施する。請負・調達業者の選定方法は、経済性、効率性および公平性の観点から、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者は契約に基づきプロジェクトに必要な資機材、設備およびサービスの調達を行う。資金は契約履行の進捗に応じて、被援助国名義口座に払い込まれる。

(2) 交換公文署名後における一般プロジェクト無償の実施主体は被援助国政府(機関)であるが、プロジェクトにおける施設の建設、資機材の引き渡しに適正、迅速かつ支障なく行われることを確保するため、JICAは、被援助国との贈与契約に基づき、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理の案件の実施に必要な業務を行う。

在外公館、JICAは、被援助国政府(機関)からプロジェクトの実施状況に関する報告を受け、または現地JICA事務所の協力を受けるなどして実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度実績は、実施国数63か国、実施件数117件、供与総額は約610億円となっている。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア		33	159.35	26.40	33	172.26	28.13
アフリカ		57	242.33	40.15	53	271.06	44.26
大洋州		8	50.66	8.39	9	75.24	12.29
中東		8	56.48	9.36	7	36.77	6.00
中南米		14	57.73	9.56	11	29.06	4.75
東欧・中央アジア		6	37.02	6.13	4	27.98	4.57
合計		126	603.57	100.00	117	612.37	100.00

② コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

- (1) 日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ドナーとのコスト格差の是正が求められていた。こうしたなか、2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノン・プロジェクト無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文(E/N)で規定している資金支払供与期限の制約を受けない工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。
- (2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント(学校、道路、給水、保健医療施設等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携も念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を一括拠出する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAによる概略設計調査を実施し、事業規模と分野の組合せの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ一定のコスト縮減を可能とする。

なお、大使館・JICA事務所のアクセスが困難など、実施体制が困難な国・地域については、国際機関連携の支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

E/Nおよび贈与契約G/A署名後に被援助国もしくは国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約する。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティー」(被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所、大使館等からなる委員会)を設置し、事業の進捗などを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度は、二国間援助として5か国1地域の開発途上国に対し53億8,900万円、国際機関連携の援助として5か国の開発途上国に対し30億8,700万円、総計84億7,600万円のコミュニティ開発支援を実施。

● 案件別実績

相手国	件名	供与額(億円)
モンゴル	ゲル地区生活環境改善計画(UN(HABITAT)連携)	5.61
ブルキナファソ	サヘル地方初等教育養成建設計画	8.36
ガーナ	基礎教育機会改善計画	6.05
モザンビーク	中学校建設計画	10.15
ネパール	コミュニティ交通改善計画	9.90
ジブチ	初等・中等教員養成校建設計画	7.67
パレスチナ	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画	11.76
カメルーン	コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画(UNDP連携)	5.30
コンゴ(民)	赤道州、東西カサイ州におけるコミュニティ参加を通じた子どものための環境整備計画(UNICEF連携)	6.01
スーダン	ダルフルにおける平和構築のための教育施設建設計画(UNICEF連携)	5.30
ギニアビサウ	ガブ、オィオ州における子どものための環境整備計画(UNICEF連携)	8.65

③ ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救済活動等の事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェクト無償資金協力」と称される。

● 経緯・目的

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、同努力の推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

- (1) 第一次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネチア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のためには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきたことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

- (2) 第二次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルシュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

- (3) 第三次経済構造改善努力支援無償援助(1991年ミュンヘン・サミットで表明)

第一次、第二次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5~7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

- (4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度

においてノンプロ無償を予算化している。

2. 事業の仕組み

● 概要

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済社会開発努力を実施する開発途上国より日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済社会開発に対する取組、経済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、使途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、貧困削減等の経済社会開発努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定通り適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金(外貨)を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、在外公館を通じて日本政府と使途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2009年度の実績は実施国数24か国、実施件数26件、供与額総額219億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア		6	71.00	37.00	4	68.00	31.00
アフリカ		6	37.00	19.00	13	82.00	37.00
大洋州		5	12.00	6.00	4	4.00	2.00
中東		4	41.30	22.00	4	59.00	27.00
中南米		3	18.00	9.00	1	6.00	3.00
東欧・中央アジア		1	12.00	6.00	0	0.00	0.00
合計		25	191.30	100.00	26	219.00	100.00

④ 紛争予防・平和構築無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、ノン・プロジェクト無償資金協力の枠内で「紛争予防・平和構築無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、従来の無償資金協力では対応困難だった小型武器廃棄支援などのプログラム型事業を対象として創設された。平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施される。国際機関または開発途上国政府から日本に対してプログラムまたはプロジェクトの要請が行われ、その内容に基づいて紛争予防・平和構築支援無償を実施すべきか否かを検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに日本と被援助国もしくは国際機関が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国もしくは国際機関に支払われる。

● 審査・決定プロセス

国際機関または開発途上国政府から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、当該国政府による平和構築分野における取組、当該国に対する紛争予防・平和構築分野での日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、他のドナーの同分野における援助状況、当該国の政治経済社会情勢、他のスキームとの関係、日

本との二国間関係等を総合的に勘案した上で検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国もしくは国際機関との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。

二国間支援の場合は、E/N署名後、日本から被援助国に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、プログラムまたはプロジェクトを実施する。国際機関を通しての支援の場合は、E/N署名後、日本から国際機関に対し援助資金が支払われ、当該国際機関がプログラムまたはプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要概要

2009年度紛争・平和構築無償の実績は、実施国数7か国、実施件数9件、供与額総額104.40億円であった。

● 案件別実績

相手国	件名	供与額(億円)
スーダン	ジュバ職業訓練センター拡張計画	11.29
パキスタン	北西辺境州における平和構築および経済復興を通じた持続可能な開発(UNDP連携)	11.34
スーダン	ジュノバ市道路橋梁整備計画	18.73
カンボジア	地雷除去活動強化計画	10.98
アフガニスタン	マザリシャリフ市内環状道路整備計画	17.51
アフガニスタン	識字能力強化計画(第二期)(UNESCO連携)	17.91
モザンビーク	地雷除去計画(UNDP連携)	1.83
アングラ	国家地雷除去院能力向上計画(UNDP連携)	1.41
ウガンダ	ウガンダ北部地域国内避難民帰還促進のための生活基盤整備計画	13.40

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。1995年度から「草の根無償資金協力」、2003年度から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

● 経緯・目的

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性等から創設されたもの。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動しているNGO(非政府団体)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、当該国の諸事情に精通している日本の在外公館が中心となって資金協力を行うもの。1件当たりの援助の規模は原則1,000万円までと比較的小規模ではあるが(内容に応じ、最大1億円まで認められる)、草の根レベルに直接裨益するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。

主な重点分野は、①保健・医療、②基礎教育、③民生・環境改善等の基礎生活分野である。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入のほか、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費(事務所経費、人件費等)については支援の対象とはならない。

● 審査・決定プロセス

在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、要請プロジェクトの内容、規模、援助効果、実施した場合の外交的な効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を検討・承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約が署名される。この贈与契約においては、プロジェクトの名称・目的・内容、要請団体の名称、供与限度額、用途、および供与された資金が適正に使用されるべきことを定めた適正使用条項等が定められる。

契約の署名を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(また

は見積書)の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。

プロジェクト実施後、在外公館は、被供与団体から当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、またプロジェクト・サイトの現地確認などを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度の実績は実施国数121か国・1地域、実施件数1,223件、供与限度額総額約118億円であった。

● 地域別実績

(2009年度、G/Cベース)

地域	国数	件数(%)	金額(単位:円、%)
アジア	17か国	330 (26.98)	3,099,175,030 (26.24)
アフリカ	39か国	194 (15.86)	1,685,437,565 (14.27)
大洋州	12か国	76 (6.21)	642,350,985 (5.44)
中東	11か国・1地域	139 (11.37)	1,941,198,318 (16.43)
中南米	24か国	350 (28.62)	3,194,833,037 (27.05)
欧州・中央アジア	18か国	134 (10.96)	1,249,759,744 (10.58)
合計	121か国・1地域	1,223(100.00)	11,812,754,679(100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(2009年度、贈与契約ベース)

分野	件数(%)	金額(単位:円、%)
教育研究	535 (43.74)	4,870,147,284 (41.23)
医療保健	255 (20.85)	2,186,010,894 (18.51)
民生環境	264 (21.59)	2,302,779,877 (19.49)
農林水産	105 (8.59)	925,911,103 (7.84)
運輸	29 (2.37)	251,767,243 (2.13)
その他	35 (2.86)	1,276,138,278 (10.80)
合計	1,223 (100.00)	11,812,754,679 (100.00)

* 上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。

⑥ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」(以下「N連」)に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設したものの。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力をを行う。具体的には、次の7分野から成る。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業に対して資金協力をを行う(供与限度額:原則5,000万円(ただし、申請団体の過去2年間の支出(団体の総支出)実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行わない。また、N連に初めて申請する団体は、過去2年間の支出実績平均が2,000万円を超えている場合でも、上限を2,000万円とする)。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済・社会開発協力事業に対し資金協力をを行う(供与限度額は上記(1)と同様)。

(3) 緊急人道支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力をを行う(供与限度額:1億円)。

(4) リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するにあたり、その輸送費等に対し資金協力をを行う(供与限度額:1,000万円)。

(5) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧困層の人々に対し少額・無担保の貸し付けを行う場合、

原資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(6) 地雷関連事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を提供する(供与限度額:1億円)。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰(DDR)や和解、相互信頼醸成事業等に対し資金協力をを行う(供与限度額:開発協力事業と同様)。

※「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、12か月を超える事業期間(3年以内をめど)、1億円を超える供与限度額(1年当たり最大1億円をめど)、一般管理費の計上が認められる。

- ・東ティモールにおける国づくり支援
- ・メコン地域における保健・医療サービスの向上
- ・大洋州における脆弱性の克服に対する支援
- ・ネパールにおける民主化・平和構築支援
- ・アフリカにおけるMDGs達成に資する事業
- ・パレスチナ支援に関する全事業

● 審査・決定プロセス

在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への裨益効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査をもとに外務本省にて検討し、案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および事業完了報告書を在外公館(あるいは外務本省)に提出する。在外公館は必要に応じ事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度の実績は、実施国数35か国1地域、実施件数81件、供与限度額総額約20.8億円であった(その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援に対して23億円の拠出実績がある)。地域別に見るとアジアにおける協

力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額のほぼ半分を占めている(48件、10.3億円)。分野別の実施件数・金額は、民生環境、教育の両分野が最も多い。

● 地域別実績

(2009年度、G/Cベース)

地域	国等数	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
アジア	14か国	48 (59)	1033 (50)
大洋州	0か国	0 (0)	0 (0)
中東	4か国1地域	13 (16)	555 (27)
アフリカ	13か国	16 (20)	388 (18)
中南米	2か国	2 (2.5)	57 (3)
欧州・中央アジア	2か国	2 (2.5)	48 (2)
合計	35か国1地域	81 (100.0)	2,081 (100.0)

● 分野別実績

(2009年度、G/Cベース)

分野	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
教育	26 (32.1)	573 (28)
保健医療	19 (23.5)	394 (19)
民生環境	30 (37)	607 (29)
地雷関連	6 (7.4)	507 (24)
合計	81 (100.0)	2,081 (100.0)

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

2004年12月に発生したスマトラ沖地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災・災害復興対策に対する関心の向上もあり、2006年度より開始した。

防災・災害復興分野の支援は、自然災害の多い日本の経験と知見に基づいた国際貢献を行うことのできる分野であるほか、海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。

関との協力や、二国間で調達代理機関が事業を監理し、資金を一括拠出して、迅速かつ柔軟な活動を可能とするプログラム型支援がある。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。プログラム型支援については、交換公文の署名および贈与契約署名後速やかに相手国の口座へ資金の一括拠出を行い、事業を実施する。また、日本政府と被援助国政府がJICA、調達代理機関等と被援助国政府が事業の実施について協議する場として「政府間協議会」を設置し、関係者間の調整を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

中進国を含めた幅広い国を対象に、防災支援、災害・復興支援を行う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づいて実施するプロジェクト型支援と、国際機

3. 最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額(億円)
東ティモール	ベモス・ディリ給水施設緊急補修計画	6.94
フィリピン	カミギン島防災復旧計画	10.13
ミャンマー	サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画	5.81

⑧ テロ対策等治安無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

テロ、海賊、薬物、人身取引といった国境を越える犯罪の問題は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、ソマリア沖で発生している船舶・船員に対する海賊事

件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。

また、アフガニスタン、イラク等の紛争後の国または地域においては、治安状況の安定が経済社会開発を着実に進めていく上で必要不可欠な前提となっている。このような治安対策分野の重要性にかんがみ、2006年度から開始した。

2. 事業の仕組み

● 概要

中進国を含む幅広い国を対象に海上保安機関能力、港湾保安、空港保安、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様である。

候補案件は、要請内容、当該国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、当該国の経済社会情勢、日本との二国間関係等を総合的に検討した上で、採択する。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償に準じる。

3. 最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額 (億円)
ヨルダン	空港治安対策強化計画	14.37
ベトナム	ハイフォン港税関機能強化計画	8.61
ウズベキスタン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画	4.67

⑨ 環境・気候変動対策無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2008年度。「環境プログラム無償資金協力」として創設。2010年度から「環境・気候変動対策無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるために、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足している開発途上国を支援する。

2. 事業の仕組み

● 概要

気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対する支援(適応策支援)とともに、省エネ、クリーンエネルギー導入などの排出削減に対する支援(緩和策支援)がある。支援形態には下記のようなものがある。

- (1) 気候変動による自然災害に対する適応策(風水害防災対策の機材供与、施設建設)
- (2) 地球温暖化対策の政策・計画の立案(専門家による計画立案支援)
- (3) クリーンエネルギー導入等による緩和策(太陽光発電の導入、既存水力発電の効率化等)
- (4) 気候変動による干ばつ等に対する適応策(地下水開発、上水道開発等)

- (5) 森林保全等の緩和策(森林保全のための監視体制整備、植林等)

● 審査・決定プロセス

在外公館を通じた、被援助国政府からの要請を踏まえ、被援助国の気候変動分野の国際貢献の意思、気候変動により受ける影響の状況、貧困削減等社会状況、事業の実施可能性、他のスキームとの関係、他の無償資金協力案件の優先度比較等を総合的に検討する。その上で、必要に応じJICA等による事前調査を行い、事業計画を策定し、日本政府内部で調整を行い、被援助国と無償資金協力実施のための交換公文(E/N)を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

- (1) プロジェクト型 一般プロジェクト無償に準じる。
 - (2) 調達代理型 コミュニティ開発支援無償に準じる。
- なお、我が国の技術の適用を目的とする場合などは、調達品目を本邦製品とするのも可能。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2009年度の実績は実施件数78件、供与額総額は約570.9億円であった。

● 地域別実績

(単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
ア ジ ア		1	12.15	24.80	21	164.65	28.84
ア フ リ カ		5	36.83	75.20	32	237.10	41.53
大 洋 州		0	0.00	0.00	6	35.75	6.26
中 東		0	0.00	0.00	6	42.52	7.45
中 南 米		0	0.00	0.00	12	86.38	15.13
東欧・中央アジア		0	0.00	0.00	1	4.50	0.79
合 計		6	48.98	100.00	78	570.90	100.00

⑩ 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2007年度

● 経緯・目的

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3～5年間の包括的な経済・社会開発計画である貧困削減戦略文書(PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper)の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大をねらう。

2. 事業の仕組み

● 概 要

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための財政支援枠組みを有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定され

る。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組みが整備されているか、日本のプロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定し、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国政府の一般会計に、資金の用途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点は一般財政支援と同じであるが、資金の用途としてPRSP上の重点分野(教育、保健など)を特定するもの。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた特別会計(口座)に援助資金を供与するもの。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後、同資金協力について日本政府と被援助国政府との間で交換公文(E/N)、また国際協力機構(JICA)との間で贈与契約(G/A)の署名が行われる。このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、用途などが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し援助資金が支払われる。

援助資金拠出後は、現地ODAタスクフォースが共同レビュー会合などにおける拠出資金のモニタリングや成果の評価に参加するとともに、被援助国の会計検査院報告などをフォローし、日本が拠出した資金が適切に使用され、成果を上げているかどうかを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度は、1か国(ガーナ)に対し3億3,600万円の一般財政支援を実施した。

⑪ 人材育成支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として開設され、その後、「人材育成支援無償」と改称した。

● 経緯・目的

開発途上国の社会・経済開発政策の企画、立案、実施にかかわり、将来指導的役割を果たすことが期待される若手行政官等を対象とし、本邦の大学における学位取得(修士)を通じた人材育成を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国が、本件協力により日本に派遣する人材育成計画を策定し、交換公文(E/N)による両国の合意の下、対象者の渡航費、滞在費、学費等の資金を供与する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定にあたっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心に選定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

無償資金協力の実施に関する閣議決定後、速やかに日本と被援助国の間で、資金供与に関する交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金

額等が定められている。

E/N署名後、JICAが企画競争により選定する実施代理機関との間で、被援助国政府が実施契約を締結する。実施代理機関は、候補者の選考手続事務、学費および奨学金等の支払い管理、モニタリング等を行うこととなる。

本邦の受入れ大学の大学院・コースの選定については、然るべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致したコースに対象者を受け入れる(受入れ人数は1コース当たり5人程度)。各コースは、各国における人材育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考については、相手国政府等からの推薦も考慮しつつ、作成される人材リストの中から、日本と相手国の関係機関等により構成される「運営委員会」が、候補者の学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

3. 最近の活動内容

● 実績

・人材育成支援無償

2009年度は、カンボジア、中国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、キルギスから計258名を受け入れた。

⑫ 水産無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係のプロジェクト

に対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになってきていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く認識されていることから、こうした水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2. 事業の仕組み

● 概要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、当該国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定にあたっては、日本との漁業分野における関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額 (億円)
アンティグア・バーブーダ	バーブーダ島零細漁業施設整備計画	13.28
ガボン	リーブルビル零細漁業支援センター建設計画	11.62
カンボジア	海洋養殖開発センター建設計画	9.31
グレナダ	ゴープ伝統的漁業地域基盤改善計画	11.70

⑬ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

「文化無償資金協力」は、1975年度に開始。2000年度に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を創設。

● 経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償資金協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

供与限度額は、「一般文化無償」は1件原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助国

の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」並びにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2009年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループⅢまでの国（2009年度の場合、2007年の1人当たりGNIが6,465米ドル以下の国）としている。

● 審査・決定プロセス

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に提出された援助要請を大使館やODAタスクフォースが検討し、更に外務省がJICAの協力も得て検討を行い、事前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏まえ、日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決定し、被援助国政府との間で交換公文を署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に提出された援助要請を、日本大使館および外務省が検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使館との間で贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は交換公文署名後、被援助国政府（実施機関）が、案件の実施について日本のコンサルタント、調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の選定方法は、一般競争入札が原則。契約締結以降の手続は一般プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2009年度までに133か国・地域に対して、合計1,679件、総額約640億円(交換公文および贈与契約締結ベース)の文化無償資金協力を実施してきている。

● 地域別実績

(件数および金額:一般文化無償は交換公文ベース、草の根文化無償は贈与契約ベース、単位:億円、シェア(%):金額ベース)

地域	年度	一般文化無償						草の根文化無償					
		2008年度			2009年度			2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア大洋州		6	8.80	50	0	0.00	0	11	0.60	29	9	0.61	24
中 東		0	0.00	0	2	1.13	7	4	0.21	10	3	0.17	7
ア フ リ カ		2	0.76	4	4	2.12	13	3	0.27	13	7	0.55	21
中 南 米		5	5.51	32	13	11.71	71	5	0.42	21	9	0.68	27
欧 州		3	1.42	8	2	0.86	5	4	0.24	12	5	0.29	11
中央アジア		3	1.01	6	2	0.61	4	5	0.30	15	3	0.26	10
合 計		19	17.50	100	23	16.44	100	32	2.04	100	36	2.56	100

* 四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しない。

● 主要な具体的事業・案件および内容

2009年度に実施した案件としては、「一般文化無償」ではグアテマラのティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画(約5.48億円)、ケニアの国立博物館古人類学遺物保存および視聴覚機材整備計画(約0.62億円)などがある。

また「草の根文化無償」では、インドネシアのアイラ

ンガ大学日本語学習機材整備計画(約995万円)、ガーナの野口英世博士記念研究室展示設備整備計画(約230万円)、パレスチナのアル・クドゥス教育テレビ局テレビ番組ソフト整備計画(約941万円)、アンゴラ柔道連盟柔道器材整備計画(約986万円)など、文化・高等教育の幅広い分野で実施している。

⑭ 緊急無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度創設。

● 目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度から開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度から開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、

復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度から開始。

2. 事業の仕組み

● 概 要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、この閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度は、33件(災害緊急援助30件、民主化支援3件)、総額約81.48億円の緊急無償を実施した。

● 分野別実績および内容

・災害緊急援助

2009年度は、ハイチにおける地震被害支援など、総額約67.51億円の災害緊急援助を実施した。

・民主化支援

2009年度は、ギニア、スーダン、ブルンジにおける民主化プロセス支援を行い、総額約13.97億円の資金協力を実施した。

● 分野別実績

(実績ベース)(単位:億円)

分野	2008年		2009年	
	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	21	46.89	30	67.51
民主化支援	1	1.35	3	13.97
復興開発支援	0	0	0	0
合計	22	48.24	33	81.48

⑮ 食糧援助(KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1968年度創設。

● 経緯・目的

1964年に開始された関税引き下げに関する多国間交渉(ケネディ・ラウンド交渉)の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定めるため、1967年に「1967年の国際穀物協定」の構成文書の一つとして「1967年の食糧援助規約」が作成され、その後、累次更新を経て、現在の「1999年の食糧援助規約」に引き継がれている。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が国際協調の下、援助として拠出する穀物の量等を規定している(日本の年間最小拠出量は小麦換算で30万トン)。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度より一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、対外債務残高、日本との関係、援助受入れ体制等を総合的に勘案し、被援助国が米、小麦、トウモロコシ等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状

況等を踏まえつつ、国連世界食糧計画(WFP)等の国際機関を通じてこれら社会的弱者に対する食糧援助も実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況の緩和にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、政府部内において、穀物の種類、数量、調達国、受入れ体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関を通じた食糧援助も、当該国際機関からの要請に基づき同様な方法で決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額、穀物の種類および調達国等を定めた交換公文(E/N)の署名を行う。

E/N署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した穀物の本船渡し価格(FOB)の3分の2以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、日本と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関連携での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額穀物等の種類および調達国等を定めたE/Nの署名を行う。なお、国際機関連携の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度の実績は、二国間援助として21か国の開発途上国に対し142.1億円、国際機関連携の難民・国内被災民等への援助として63.7億円、総額205.8億円となる。日本の援助により被援助国等が購入する穀物の種類は米、小麦、小麦粉、トウモロコシ等となっている。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア%)

地域	年度	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア		6	38.00	14.45	6	32.00	15.55
アフリカ		31	189.90	72.21	25	150.20	72.98
大洋州		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
中東		3	13.30	5.06	3	14.30	6.95
中南米		3	17.30	6.58	1	6.30	3.06
東欧・中央アジア		1	4.50	1.71	1	3.00	1.46
合計		44	263.00	100.00	36	205.80	100.00

⑩ 貧困農民支援

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1977年度から、食糧増産援助としての特別の予算措置を講じて、農業資機材の供与を開始。2005年度、「貧困農民支援」に改称。

● 経緯・目的

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から、日本は1977年度以前は食糧援助による供与品目の一つとして農業資機材を供与していたが、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、スキーム見直しのための調査団を派遣し検討した結果、同年12月、それまで供与品目の一つであった農薬については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

さらに、今後とも世界における食糧不足や飢餓の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度より食糧増産援助を「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリング等の強化等を通じて、貧困農民支援の在り方につき適宜見直しを行うこととしている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国からの要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、対外債務残高、日本との貿易関係、援助受入れ体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械(耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等)、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

二国間での貧困農民支援の場合は、開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、JICAによる協力準備調査結果を踏まえつつ、要請資機材、数量、仕様、受入れ体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。また、FAOを通じた貧困農民支援も、FAOからの要請に基づき、政府部内において、要請内容につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文(E/N)の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府との間で、援助の条件や実施手続等を定めた贈与契約(G/A)の署名を行う。E/NおよびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締

結する。また、E/NおよびG/A署名後は、JICAが資金支払いなどの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し価格(FOB)の2分の1以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民が裨益する経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

FAOを通じた貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国際機関との間で、援助の条件や実施手続等を定めたG/Aの署名を行う。なお、FAOを通じた支援の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度は、二国間援助として11か国の開発途上国に対し40億6,000万円、国際機関連携の援助として1億3,800万円、総額41億9,800万円の貧困農民支援を実施。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円・%)

地域	年度	2008年度			2009年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア		5	17.10	28.88	3	13.70	32.63
アフリカ		6	27.40	46.28	4	16.60	39.54
大洋州		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
中東		1	4.70	7.94	2	6.48	15.43
中南米		2	6.50	10.98	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア		1	3.50	5.91	3	5.20	12.38
合計		15	59.20	100.00	12	41.98	100.00